

第20号議案

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第七号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「防止するための」の下に「報告若しくは」を加え、「停留」の下に「若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>		<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>	
<p>原因</p>	<p>承認を与える日又は時間は時間</p>	<p>原因</p>	<p>承認を与える日又は時間は時間</p>
<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づき政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための報告若しくは協力又は検査法（昭和二十六年法律第百一十号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力</p> <p>二～十四（略）</p> <p>備考（略） 付則</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づき政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検査法（昭和二十六年法律第百一十号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力又は検査法（昭和二十六年法律第百一十号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力</p> <p>二～十四（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員^{の給与の}減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和三年二月十三日から適用する。